

平成 27 年 6 月 7 日

東京電力株式会社

## 第 5 次提言を踏まえた営業損害・精神的損害の賠償について（案）

### I. 営業損害

これまで商工団体さま等からお聞かせいただいたご事情や損害の実態、および「東日本大震災 復興加速化のための第 5 次提言」（以下、「第 5 次提言」）に関し、国からいただいたご指導を踏まえ、以下のとおり、今後の営業損害・風評被害に係る新たな賠償の考え方をお示しさせていただきます。

弊社は、新たな賠償が、国の集中的支援に対する協力、および事業再建の一助となるよう、国のご指導をいただきながら、適切な賠償に向けて検討を進めてまいります。

#### 1. 避難指示区域内（避難指示解除済みの区域を含む）

##### (1) 対象となる方

- 平成 27 年 3 月以降も相当因果関係の認められる損害が継続する農林漁業者以外の事業者さま（以下、「事業者さま」）

##### (2) 賠償内容

- 平成 27 年 3 月以降、帰還や移転、転業、就労等により将来にわたって発生する逸失利益等の損害に対し、減収率 100% の年間逸失利益の 2 倍相当額の支払いにより、一括して賠償
- 支出を余儀なくされた追加的費用を必要かつ合理的な範囲で賠償
- 事業用資産に係る修復費用を財物賠償金額の超過分について時価相当額の範囲内で賠償
- 事業用資産に係る廃棄費用を必要かつ合理的な範囲で賠償

#### 2. 旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域および南相馬市の一部区域

##### (1) 対象となる方

- a) 休業の継続を余儀なくされ被害の継続が認められる事業者さま
- b) 相当因果関係の認められる減収を被られた事業者さま<sup>(※)</sup>

※ 実質的に農林漁業と同等の損害が生じている場合は、最長で平成 28 年 12 月末（避難指示区域における農林業に係る営業損害の賠償対象期間）まで現行の賠償を継続

##### (2) 賠償内容

- a)
  - ・ 平成 27 年 3 月以降も休業の継続を余儀なくされたことに伴い、転業や就労等により将来にわたって発生する損害に対し、減収率 100% の年間逸失利益の 2 倍相当額の支払いにより、一括して賠償
  - ・ 支出を余儀なくされた追加的費用を必要かつ合理的な範囲で賠償

- b) ・将来にわたって発生し相当因果関係の認められる減収相当額に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額の支払いにより、一括して賠償
- ・支出を余儀なくされた追加的費用を必要かつ合理的な範囲で賠償

### 3. 避難等対象区域外

#### (1) 対象となる方

- 相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さま<sup>(※)</sup>

※ 実質的に農林漁業と同等の損害が生じている場合は、最長で平成28年12月末（避難指示区域における農林業に係る営業損害の賠償対象期間）まで現行の賠償を継続

#### (2) 賠償内容

- 将来にわたって発生し相当因果関係が認められる減収相当額に対し、直近の年間逸失利益の2倍相当額の支払いにより、一括して賠償
- 支出を余儀なくされた追加的費用を必要かつ合理的な範囲で賠償

### 4. その他

- 国による集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている損害の解消が図られていくものと認識しており、解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償
- 一方、減収が継続した場合においては、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、やむを得ない特段のご事情により、損害の継続が余儀なくされる場合については、個別のご事情をお伺いしたうえで丁寧に対応
- 相当因果関係の確認に当たっては、事業実態や統計指標等を踏まえながら、賠償の可否を含め適切にお取り扱いを判断
- 旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域および南相馬市の一帯区、避難等対象区域外において相当因果関係の認められる減収を被られた事業者さまに関する賠償については、平成27年7月末をもって本賠償案へ切替を予定

## II. 精神的損害

- 「第5次提言」において、「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合においても、帰還住民の生活再構築のために復興支援を通じた両区域全体としての環境整備が必要となる点に配慮し、解除の時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう」お示しいただいたところです。
- 「第5次提言」に関し国からいただいたご指導を踏まえ、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償については、公平且つ分かりやすい賠償となるよう、お支払いの方法等を速やかに検討し、お示ししてまいります。

以上